

令和3年6月18日
生涯学習課企画振興係
内線 4662

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則等の 一部を改正する規則について

1 改正理由

「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱の運用等の一部改正について」（令和3年2月15日付総務部総務課長通知）により、県警察本部への意見聴取に必要な申請書等の記載事項等が一部改正されました。

これに伴い、公の施設の設置管理条例施行規則に関して、利用申込等の申請書等に係る「性別」欄の削除等について、速やかに所要の作業を進めるよう依頼があったため、当課所管施設に係る上記規則の別記様式を改正するものです。

2 改正する規則の名称

- ・群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則
（昭和46年群馬県教育委員会規則第15号）
- ・群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
（昭和53年群馬県教育委員会規則第12号）
- ・群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則
（昭和62年群馬県教育委員会規則第11号）
- ・群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則
（平成11年群馬県教育委員会規則第8号）

3 改正内容

各規則の別記様式中、県警察本部への意見聴取に必要な性別に係る記載欄を削除する。

4 施行期日

令和3年7月1日